

○厚生労働省告示第二百十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和三年六月一日から適用する。

令和三年五月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後					改正前				
別表	第1部	内用薬	単位	薬価円	別表	第1部	内用薬	単位	薬価円
品名	規格				品名	規格			
(あ)					(あ)				
(略)					(略)				
(削る)					<u>アナストロゾール錠1mg「EE」</u>	<u>1mg1錠</u>			<u>104.50</u>
(略)					(略)				
(削る)					<u>アナストロゾール錠1mg「KN」</u>	<u>1mg1錠</u>			<u>104.50</u>
(略)					(略)				
(い)					(い)				
(略)					(略)				
(削る)					<u>Ⓔ イルベサルタン錠50mg「EE」</u>	<u>50mg1錠</u>			<u>16.10</u>
(略)					(略)				
(削る)					<u>Ⓔ イルベサルタン錠100mg「EE」</u>	<u>100mg1錠</u>			<u>32.20</u>
(略)					(略)				
(削る)					<u>Ⓔ イルベサルタン錠200mg「EE」</u>	<u>200mg1錠</u>			<u>49.00</u>
(略)					(略)				
(う)～(れ)	(略)				(う)～(れ)	(略)			
(ろ)					(ろ)				
(略)					(略)				
(削る)					<u>ロラタジンODフィルム10mg「KN」</u>	<u>10mg1錠</u>			<u>22.10</u>
(略)					(略)				
(わ)	(略)				(わ)	(略)			
第2部～第7部	(略)				第2部～第7部	(略)			